

森林組合法の一部を改正する法律案の概要

背景

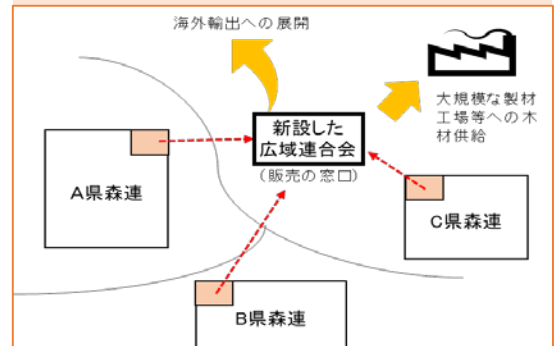
- 戦後造成された人工林の本格的な利用期の到来や、近年における森林経営管理制度の創設等を受けて、地域の林業経営の重要な担い手である森林組合は、森林経営管理制度の担い手である「意欲と能力のある林業経営者」として、森林の経営管理の集積・集約、木材の販売等の強化、さらにこれらを通じて山元への一層の利益還元を進めていくことが必要。
- このため、森林組合と組合員との信頼関係を引き続き保ちつつ地域の森林整備に取り組みながら、販売事業を拡大して経営基盤の強化を図ることができるよう、森林組合の組織運営に係る制度の見直しが必要。

法律案の概要

1. 組合間の多様な連携手法の導入

- (1) 森林組合及び森林組合連合会の主要事業である販売事業等を譲渡するには総会の決議又は特別決議を経る必要がある旨を規定する。
(第61条、第63条、第107条、第109条第3項)
- (2) 森林組合又は森林組合連合会がその事業を分割して他の森林組合又は森林組合連合会に承継させることを可能とする、吸収分割の制度を導入する。
(第63条、第88条の2～第88条の9、第108条の4～第108条の11、第109条第3項)
- (3) 2以上の森林組合又は森林組合連合会がそれぞれの事業を分割して新たに設立する森林組合連合会に承継させることを可能とする、新設分割の制度を導入する。
(第63条、第108条の12～第108条の19、第109条第3項)

分割手法の活用イメージ
(複数の県森連が新設分割を行う場合)



2. 正組合員資格の拡大

森林所有者である個人と同一の世帯に属する者のうち当該個人から指定を受けた一人については正組合員となることができる旨の規定について、「同一の世帯に属する者」を「推定相続人」に改めるとともに、指定を受けることができる人数の上限を設けないこととする。 (第27条)

3. 事業の執行体制の強化

- (1) 販売事業を実施する森林組合及び森林組合連合会に対し、販売事業等又は法人の経営に関し実践的な能力を有する理事を一名以上配置することを義務付ける。
(第44条第10項、第109条第3項)
- (2) 理事の年齢・性別に著しい偏りが生じないように配慮すべき旨の規定を追加する。
(第44条第11項、第109条第3項)
- (3) 森林組合及び森林組合連合会が事業を行うに当たっては、「森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」旨を明記する。
(第4条)

施行日: 令和3年4月1日